

協議第30号

健康づくり事業（協定項目22-7）について

健康づくり事業について、別紙のとおり提出する。

平成17年3月8日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	2 2 7 健康づくり事業		整理番号		事務事業名	
調整方針案	健康づくり事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 予防接種事業については、合併時に再編する。 2. 結核予防事業については、合併後に再編する。 3. 基本健康診査については、合併時に再編する。 4. 各種がん検診については、合併時に再編する。					
項目	現 況				調整内容	
1. 予防接種事業	東 村	吾 妻 町				
	《第 類の予防接種》 ・ジフテリア、百日せき、破傷風（個別） ・ジフテリア、破傷風 ……（集団） ・急性灰白髄炎 ……（集団） ・麻しん ……（個別） ・風しん ……（個別） ・日本脳炎 ……（個別） ・ジフテリア、破傷風……（小学校） ・日本脳炎 ……（小・中学校） 《対象者》 生後3ヶ月等（予防接種の種類により異なる）から満7歳半までの乳幼児 二種混合 小学校6年生 日本脳炎 小学校4年生 日本脳炎 中学校3年生 《第 類の予防接種（任意接種）》 ・インフルエンザ（集団・個別） 《対象者》 65歳以上の方 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害が身障手帳1級に該当する方。	《第 類の予防接種》 ・ジフテリア、百日せき、破傷風（集団） ・ジフテリア、破傷風 ……（集団） ・急性灰白髄炎 ……（集団） ・麻しん ……（個別） ・風しん ……（集団） ・日本脳炎 ……（集団） ・ジフテリア、破傷風 ……（小学校） ・日本脳炎 ……（小・中学校） 《対象者》 生後3ヶ月等（予防接種の種類により異なる）から満7歳半までの乳幼児 二種混合 小学校6年生 日本脳炎 小学校4年生 日本脳炎 中学校3年生 《第 類の予防接種（任意接種）》 ・インフルエンザ ……（個別） 《対象者》 65歳以上の方 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害が身障手帳1級に該当する方。	【調整の区分】 合併時に新町において再編する。 【具体的な調整方針案】 種類及び方法 医師会との調整を図り個別接種の方向で再編する。 委託医療機関・委託料については医療機関と調整し同一の方向で再編する。 【調整方針の理由】 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため予防接種法により実施。急性灰白髄炎以外は個別接種することが望ましい。			

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	《予防接種》 ・ ツベルクリン接種(集団) ・ " 判定(集団) ・ B C G(集団) ・ 委託料(集団) 1回 30,000円(医師・看護師) 《対象者》 胸部レントゲン受診者 16歳と19歳以上を対象とする。 ツベルクリン接種該当者 生後3ヶ月から4歳未満までの未接種者 ツベルクリン判定 ツベルクリン接種後、約48時間後を判定する。 B C G接種 判定で陰性(-)の者	《予防接種》 ・ ツベルクリン接種(集団) ・ " 判定(集団) ・ B C G(集団) ・ 委託料(集団) 1回 24,000円(医師・看護師) 《対象者》 胸部レントゲン受診者 19歳以上を対象とする。 ツベルクリン接種該当者 生後3ヶ月から4歳未満までの乳幼児 ツベルクリン判定 ツベルクリン接種後、約48時間後を判定する。 B C G接種 判定で陰性(-)の者	とする。 【調整方針の理由】 結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図る。 胸部結核健康診断の対象は、65歳に達する日の年度以降(結核予防法施行令第2条)。予防接種は結核予防法改正に準じて実施
3. 基本健康診 査	[方法] 集団検診 [対象] 40歳以上の希望者 [委託先] 検査機関：三愛会 [委託料] ・ 基本健康診査 ア 集団方式 4,400円 イ ヘモグロビンA1c 850円 ウ 心電図検査 1,500円 エ 眼底検査 950円 オ 貧血検査 300円 ・ 肝炎ウィルス検診 1,942円 [個人負担金] なし [実施期間等] 5月・10月の2回実施	[方法] 集団検診 [対象] 40歳以上の希望者 [委託先] 検査機関：原町赤十字病院 [委託料] ・ 基本健康診査 ア 集団方式 7,700円 イ ヘモグロビンA1c 760円 ウ 心電図検査 1,500円 エ 眼底検査 850円 ・ 肝炎ウィルス検診 2,000円 診察医師委託料1回につき 25,000円 [個人負担金] なし [実施期間等] 8月～1月	【調整の区分】 合併時に新町において再編する 【具体的な調整方針案】 方法 集団方式 対象年齢 40歳以上希望者(受診中を除く) ・ 委託先を同一の方向で調整する。 ・ 検査項目の統一 ・ 個人負担金 現在無料だが、県内の状況等踏まえ3割程度の負担金を求める必要も検討(500～1,000円程度) ・ 39歳未満の希望者への対応 有料化で窓口を設ける方向で検討 【調整方針の理由】 第4次老人保健法に準じて実施

項目		現況		調整内容
		東村	吾妻町	
				生活習慣病を早期に発見し、診査の結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に対する正しい知識の普及を行うこと、または医療機関への受診を指導する事によって壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に新町においても実施
4 各 種 が ん 検 診	胃がん	方法 集団検診 対象 40歳以上村民の希望者 委託先 三愛会 委託料 一人あたり 3,900円(税別) 個人負担金 1,000円(年度末に70歳を迎える者は徴収免除) 実施期間等 9月 3回	集団検診 40歳以上町民の希望者 健康づくり財団 一人あたり 3,900円(税別) 500円(国保・75歳以上は無料) 9~10月 10回	【調整の区分】 合併時新町において再編する 【具体的な調整方針案】 方法 集団方式で実施 実施時間、会場については調整 委託先、委託料を同一の方向で調整 個人負担金の統一 委託料の3割程度を負担金とする方向で検討 【調整方針の理由】 胃がんに関わる疾病の早期発見、早期治療のため実施しているので、新町になっても同様に実施
	子宮がん	方法 集団検診 対象 30歳以上女性の希望者 委託先 三愛会 委託料 一人あたり 3,500円(税別) 個人負担金 500円 70歳以上無料(年度末年齢) 実施期間等 9月 2回	集団検診 30歳以上女性の希望者 健康づくり財団 一人あたり 3,700円(税別) 500円(国保・75歳以上は無料) 9~10月 10回	【調整の区分】 合併時新町において再編する 【具体的な調整方針案】 方法 集団方式で実施 実施期間、会場については調整 対象年齢 20歳以上希望者は2年に1度の隔年に変更し実施する 委託先、委託料を同一の方向で調整 個人負担金の統一 委託料の3割程度を負担金とする方向で検討

項 目		現 況		調整内容
		東 村	吾 妻 町	
				<p>【調整方針の理由】</p> <p>子宮がんに関わる疾病の早期発見、早期治療のため実施しているため、新町になっても同様に実施。厚労省の指針の見直しを受けて対象年齢を20歳からとし、実施回数を2年に1度に変更し実施。</p>
乳 が ん	方法	集団検診	集団検診	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時新町において再編する</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>方法 個別方式で実施 マンモグラフィ、視触診併用検診として実施する。</p> <p>対象年齢 40歳以上希望者は2年に1度の隔年実施</p> <p>委託先、委託料の調整を図る</p> <p>個人負担金の統一 委託料の3割程度を負担金とする方向で検討</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>乳がんに関わる疾病の早期発見、早期治療のため実施しているため、新町になっても同様に実施。厚労省の指針の見直しを受けて年齢を30歳から40歳に、年1回を隔年に変更を実施</p>
	対象	30歳以上女性の希望者	30歳以上女性の希望者	
	委託先	三愛会	原町赤十字病院	
	委託料	一人あたり 3,000円(税別)	一人あたり 2,000円(税別)	
	個人負担金	500円 70歳以上無料(年度末年齢)	500円 (国保・75歳以上は無料)	
実施期間等	9月 2回	9～10月 10回		
大 腸 が ん	方法	集団検診	集団検診	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時新町において再編する</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>方法 集団方式で実施</p> <p>委託先、委託料を同一の方向で調整</p> <p>個人負担金の統一 委託料の3割程度を負担金とする方向</p>
	対象	40歳以上の希望者	40歳以上の希望者	
	委託先	三愛会	原町赤十字病院	
	委託料	一人あたり 1,450円(税別) 容器代別 250円	一人あたり 1,400円(税別)	
	個人負担金	500円 70歳以上無料(年度末年齢)	500円 (国保・75歳以上は無料)	
実施期間等	9月 2回	9～10月 10回		

項 目		現 況		調整内容
		東 村	吾 妻 町	
				<p>で検討</p> <p>【調整方針の理由】 大腸がんに関わる疾病の早期発見、早期治療のため実施しているため、新町になっても同様に実施</p>
肺がん	方法	集団検診	該当なし	<p>【調整の区分】 合併時新町において再編する</p> <p>【具体的な調整方針案】 方法 集団方式で実施 委託先、委託料を同一の方向で調整 個人負担金の統一 胸部レントゲン 無料 喀痰検査 委託料の3割程度を負担金とする方向で調整</p> <p>【調整方針の理由】 肺がんに関わる疾病の早期発見、早期治療のため実施しているため、新町においても同様に実施</p>
	対象	40歳以上の希望者		
	委託先	三愛会		
	委託料	レントゲン 一人あたり 480円 喀痰検査 2,450円		
	個人負担金	レントゲン なし 喀痰検査 700円(70歳以上徴収免除)		
実施期間等	5月、10月 2回			
前立腺がん	方法	集団検診(基本健診時)	集団検診(基本健診時)	<p>【調整の区分】 合併時新町において再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 方法 集団方式で実施 委託先、委託料を同一の方向で調整 個人負担金の統一 委託料の3割程度を負担金とする方向で検討</p> <p>【調整方針の理由】 前立腺がんに関する疾病の早期発見、早期治療のため実施しているため、新町になっても同様実施</p>
	対象	50歳以上男性の希望者	50歳以上男性の希望者	
	委託先	三愛会	原町赤十字病院	
	委託料	一人あたり 1,250円(税別)	一人あたり 2,000円(税別)	
	個人負担金	300円 70歳以上徴収免除	なし	
実施期間等	5月 2日間	8~9月、11月		

項 目		現 況		調整内容
		東 村	吾 妻 町	
骨粗鬆症予防検査	方法	該当なし	集団検診	【調整の区分】 合併時新町で再編する 【具体的な調整方針案】 方法 集団検診で実施する方向で再編 実施時間・会場についても調整する 委託先・委託料を同一の方向で調整 個人負担金の統一 委託料の3割程度を負担金とする方向で調整 【調整方針の理由】 骨粗鬆症の予防を目的に実施。さらには、高齢期の骨折による寝たきりを防ぐことを目的に新町においても実施する。
	対象		30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳女性の希望者	
	委託先		原町赤十字病院	
	委託料		検査料金 一人あたり 2,300円 結果説明会 医師 25,000円(税別)	
	個人負担金	なし		
	実施期間等	6月 保健センターで2日間		